

小 郡 市

業 務 継 続 計 画

令和2年9月1日

(令和6年5月改訂)

小 郡 市

目次

第1章 総則

- 1 業務継続計画の基本的な考え方 1
- 2 業務継続基本方針（BCPの目標） 4
- 3 計画の適用及び解除 4

第2章 被害状況の想定

- 1 想定する災害の概要 6
- 2 地域の被害状況の想定 7
- 3 市庁舎等の被害状況の想定 9

第3章 非常時優先業務

- 1 非常時優先業務選定の考え方 10
- 2 非常時優先業務の選定基準 10
- 3 非常時優先業務一覧 12
- 4 非常時優先業務の選定結果 25

第4章 非常時優先業務の実施体制及び指揮命令系統

- 1 非常時優先業務の実施体制 26
- 2 災害対策本部設置以降の体制 26
- 3 非常時優先業務体制の確保 27

第5章 業務遂行環境の確保

- 1 庁舎 31
- 2 電気 32
- 3 食料、飲料水等 35
- 4 通信 35
- 5 データのバックアップ 38
- 6 その他 39

第6章 計画の推進・改善

- 1 計画の実効性向上 41
- 2 計画の推進・改善 41

第1章. 総則

1 業務継続計画の基本的な考え方

大規模地震等が発生した場合には、市の行政機能も被災する可能性があり平常時の人員・執務環境を前提とした業務を行うことが困難な状況が想定される。また、市の業務が中断した場合には、市民生活や社会経済活動に重大な影響が生じる。

このような状況における緊急時の対応として、地域防災計画に定める災害応急対策業務の着実な推進と、継続する可能性が高い通常業務の機能停止・低下を最小限に抑え、可能な限り速やかな復旧・復興に努め、市民生活の回復を図らなければならない。

このため、緊急時に災害対策本部の各対策班の担当する業務について、業務の範囲と優先順位及び必要な事項を定め、緊急時における様々な状況に対応して適切な行動の選択を可能にすることによって、災害による市民の生命及び生活に係る被害の軽減に向けた適切な対応に資することを目的として、業務継続計画を策定する。

(1) 業務継続計画とは

業務継続計画（Business Continuity Plan：BCP）とは、ヒト、モノ、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下において、非常時優先業務を特定するとともに、非常時優先業務の業務継続に必要な資源の確保・配分や、そのための手続きの簡素化、指揮命令系統の明確化等について必要な措置を講じることにより、大規模な地震災害等が発生した場合でも、適切な業務執行を行うことを目的とした計画である。

(2) 業務継続計画の効果

業務継続計画を策定することによって、様々な制約下にあっても、あらかじめ定められた優先順位のもとに必要な措置を講じることにより、次図に示すように、業務立上げ時間の短縮や発災直後の業務レベル向上といった効果を得て、高いレベルでの業務継続を行える状況に改善することが可能となる。

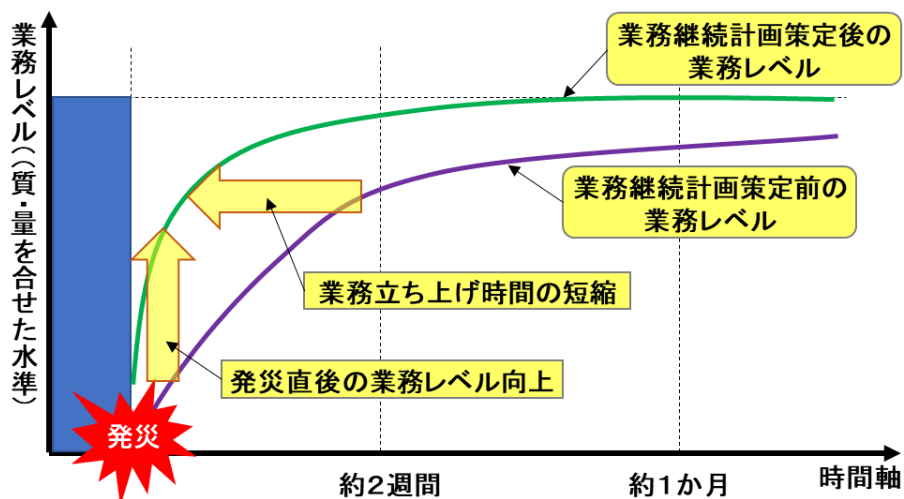


図 業務継続計画の効果イメージ

(3) 非常時優先業務とは

非常時優先業務は、災害時において優先して実施する業務であり、地域防災計画における災害応急対策業務を基本として、市民の生命財産の保護や生活の復旧のために優先して行う必要のある一部の災害復旧業務及び通常業務のうち継続して行うべき業務が対象となる。

なお、発災後しばらくの期間は、各種の必要資源を非常時優先業務に優先して割り当てるために、非常時優先業務以外の通常業務は積極的に休止するか、又は非常時優先業務の支障とならない範囲で業務を実施する。

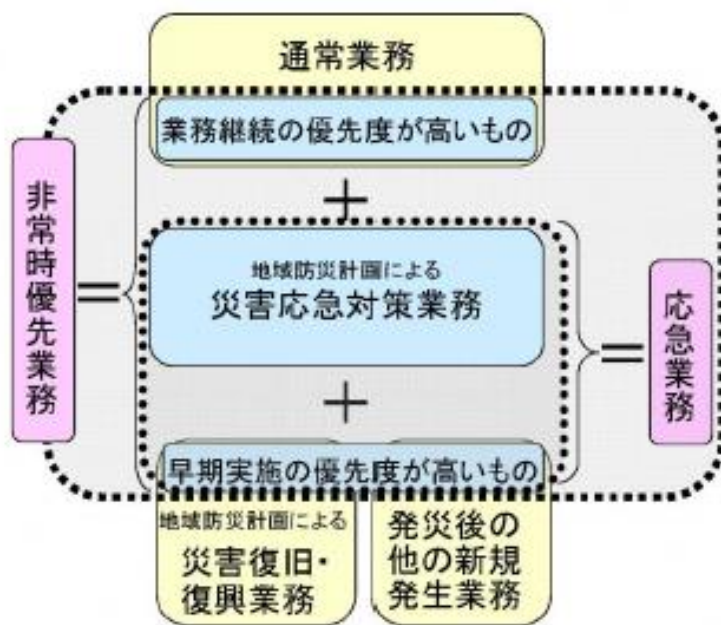


図 非常時優先業務の範囲

(4) 業務継続計画と地域防災計画との違い

地域防災計画と業務継続計画の主な違いは下表のとおりである。

	地域防災計画	業務継続計画
作成主体等	地方防災会議が作成し、都道府県、市町村、防災関係機関等が実施する計画である。	都道府県、市町村が作成し、自らが実施する計画である。
計画の趣旨	災害対策基本法に基づき、発災時または事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画である。	発災時に利用できる必要資源に制約がある状況下であっても、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにする（実効性の確保）ための計画である。
業務の被災	行政の被災は必ずしも想定する必要はないが、業務継続計画の策定等による業務継続性の確保等については計画に定める必要がある。	行政の被災を想定（庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源の被災を評価）し、利用できる必要資源を前提に計画を策定する必要がある。
対象業務	災害対策に係る業務（災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興）を対象とする。	非常時優先業務を対象とする（災害応急対策、災害復旧・復興業務だけでなく、優先度の高い通常業務も含まれる。）
業務開始目標時間	業務開始目標時間は必ずしも定める必要はない。	非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を定める必要がある（必要資源を確保し、目標とする時間までに、非常時優先業務を開始・再開する。）
業務に従事する職員の水・食料等の確保	業務に従事する職員の水・食料・トイレ等の確保に係る記載は必ずしも記載する必要はない。	業務に従事する職員の水・食料・トイレ等の確保について検討のうえ、記載する必要がある。

2 業務継続基本方針（BCPの目標）

警固断層及び水縄断層を震源とした大規模地震や宝満川・筑後川の氾濫等による大規模な洪水被害が発生する等、市民生活及び社会経済活動等に多大な影響を及ぼすおそれのある災害に対し、市が大規模災害発生時にその機能を継続するため、以下の基本方針に基づいて、非常時優先業務の選定等について検討し、業務継続計画を策定して、緊急時対応を実施する。

【本計画の目標】

《方針①》

市民の生命、身体、財産等を最優先で守る。[非常時優先業務の遂行]

震災等が発生した場合には、市民の生命、身体、財産等を災害から保護し、その安全を確保するとともに、市民生活、経済活動等の維持を図るため、非常時優先業務を優先的に実施する。特に、災害応急対策業務は最優先で実施する。

《方針②》

業務に必要な資源の確保に努める。[非常時優先業務に必要な資源の確保]

市職員の早期参集等による必要な人的資源の確保及び業務を実施するための庁舎・電力・通信・輸送等に係るその他の業務資源の確保を図る等、非常時優先業務を効果的・効率的に実施するための体制を確立する。

《方針③》

優先度の低い通常業務は停止・休止する。[非常時優先業務の実施体制の確保]

職員・施設・資器材・時間等の資源を非常時優先業務へ集中するため、非常時優先業務以外の業務については、市民生活の維持及び社会経済活動の継続等に最低限必要な業務を除き、原則として停止・休止する。停止・休止した業務については、非常時優先業務以外の業務に影響を与えない範囲で、順次再開を目指す。

3 計画の適用及び解除

(1) 計画の適用と発動基準

大規模な災害の発生により、災害対策本部の設置もしくは緊急初動体制による災害対応を行うとともに、市内及び市役所機能に甚大な被害が生じた場合に本計画を適用する。発動基準は、下記の2つの要件を満たす場合とする。

ア 市域に震度5強以上の地震が発生した場合、又は宝満川・筑後川の氾濫等による大規模な洪水被害が発生した場合

イ 地震又は洪水により相当の被害が発生し、災害対策本部長（市長）が必要と認めた場合

（２）発動の判断

非常時優先業務を実施する発動の判断は、災害対策本部長（市長）が行う。

災害対策本部長（市長）の判断を仰ぐことができない場合は、別に定める職務代行基準（4.3.2 指揮命令系統の確立）に基づく災害対策本部長代行者が判断する。

（３）計画の解除

災害対策本部長（市長）は、本市における全ての通常業務の再開が可能と判断した場合は、業務継続計画の適用を解除する。

各部長は、業務継続計画の適用解除前であっても、応急対策業務の進捗状況等に応じて、停止・休止した通常業務を再開させることができるものとする。特に、許認可事務や税務事務などの法令等に処理期限等の定めがある業務・市民生活に密着するサービス業務等は優先的に再開する。

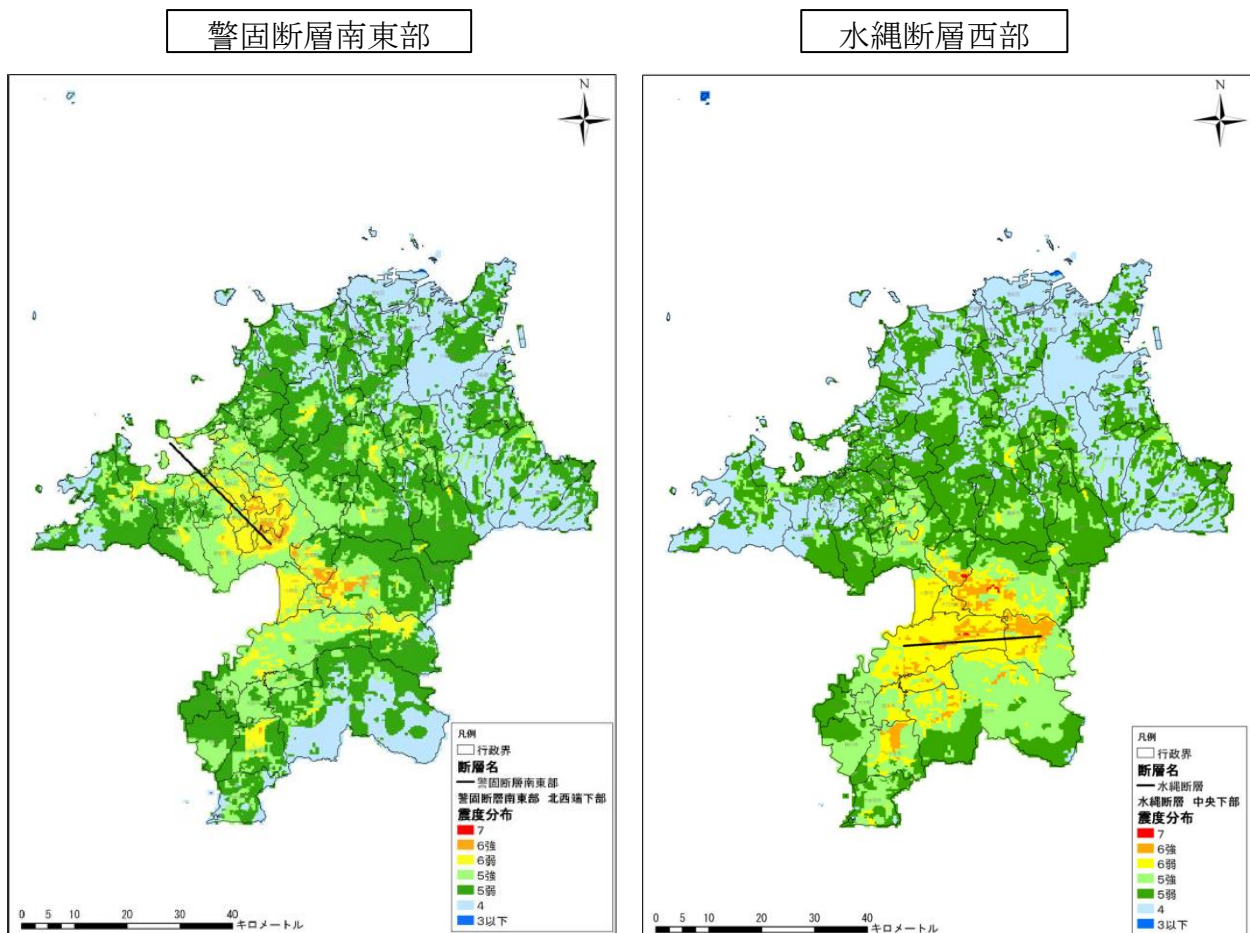
（４）大規模地震以外の災害における本計画の適用

本計画においては、市の行政機能の発揮に大きな影響を及ぼす大規模地震における業務の継続体制について記載している。大規模地震以外における本計画の適用については、市の被災状況、市の行政機能の喪失状況に応じて本計画を基準としつつ適切に適用する。

第2章. 被害状況の想定

1 想定する災害の概要

本計画では、小郡市に最も影響を及ぼすと考えられる「警固断層南東部」及び「水縄断層西部」を震源とする地震を想定する。



出典：福岡県地震に関する防災アセスメント調査報告書（平成24年3月）

2 地域の被害状況の想定

「福岡県地震に関する防災アセスメント調査報告書」（平成24年3月）により小郡市においては、警固断層南東部及び水縄断層西部を震源とする地震に因る被害が想定されている。

(1) 警固断層南東部

警固断層南東部を震源とするM7.2規模の地震により、市域において震度6強又は6弱の揺れがあるものと予測されている。

市域における被害想定	
建物被害・火災	① 建物被害 建物の全壊342棟、半壊207棟 ② 火災 市内で2件の炎上出火があるが、消防力により2件が消火されると予測
交通機能支障	① 道路被害 九州自動車道が46箇所、大分自動車道が23箇所、国道500号が3箇所、鳥栖朝倉線が2箇所、久留米筑紫野線が4箇所、久留米小郡線が2箇所と予測されている。 ② 鉄道被害 西鉄天神大牟田線が69箇所、甘木鉄道が13箇所と予測されている。
ライフライン支障	上水道管被害が94箇所、下水道管被害が21箇所、電力（電話柱）被害が7本と予測されている。
その他	死者19人、負傷者663人、要救出現場137箇所、要救出者120人、要後方医療搬送者66人、避難者714人と予測されている。 また、要救援者予測では、食料供給対象人口39,009人、給水対象世帯14,383世帯、生活物資供給対象人口714人と予測されている。

(2) 水縄断層西部

水縄断層西部を震源とするM7.2規模の地震により、市域において震度6強又は6弱の揺れがあるものと予測されている。

市域における被害想定	
建物被害・火災	① 建物被害 建物の全壊436棟、半壊246棟 ② 火災 市内で2件の炎上出火があるが、消防力により2件が消火されると予測
交通機能支障	① 道路被害 九州自動車道が55箇所、大分自動車道が48箇所、国道500号が3箇所、鳥栖朝倉線が3箇所、久留米筑紫野線が4箇所、久留米小郡線が3箇所と予測されている。 ② 鉄道被害 西鉄天神大牟田線が71箇所、甘木鉄道が13箇所と予測されている。
ライフライン支障	上水道管被害が121箇所、下水道管被害が28箇所、電力(電話柱)被害が8本と予測されている。
その他	死者25人、負傷者767人、要救出現場174箇所、要救出者153人、要後方医療搬送者77人、避難者910人と予測されている。 また、要救援者予測では、食料供給対象人口47,949人、給水対象世帯17,679世帯、生活物資供給対象人口910人と予測されている。

3 市庁舎等の被害状況の想定

警固断層南東部及び水縄断層西部を震源とするM7.2規模の地震による市庁舎等の被害状況については次の通り想定されている。

項目	本庁舎
建物	市庁舎等では、最大震度6強の揺れが想定されているが、耐震補強工事施工済みのため、建物自体に重大な被害は発生しないと想定される。
執務室等	固定されていないロッカー、キャビネット等が転倒し、机上のパソコン、書類等の散乱が発生する。 蛍光灯が落下してガラス片等が散乱して室内での行動を阻害するとともに、夜間における業務の遂行に支障を来す。
エレベーター 空調機器	エレベーターは停止し、閉じ込めが発生するおそれがある。 停電により空調機器は使用不可となり、夏季の業務継続に支障を来す。
電力	市庁舎地域では、最大3日程度の停電が想定される。 災害対策本部を設置する本庁舎2階の一部は、太陽光発電により一部の電源の確保が可能である。また、災害等に関わるシステムの稼働電源は発電装置により確保されている。
通信 (電話・FAX)	災害時優先電話回線は、発災直後に使用可能である。 衛星回線を使用した汎用性のある電話回線は確保されていない。 一般回線の電話は、輻輳等の影響により1週間から2週間程度繋がりに難くなる。
情報システム	情報システムの稼働電源は発電装置により確保されているが、停電による端末や通信機器の起動不可、電柱転倒、断線等によるネットワークの不通によりシステム使用不可となることが想定される。
上下水道	上下水道は、断水が想定され、最大3週間程度の断水の継続が想定される。 完全復旧までの間は、応急給水等での対応が必要である。
ガス	市庁舎における業務への影響は軽微とみられる。 避難所等における給食、入浴に影響することが想定される。
職員	勤務時間外に発災した場合は、職員及び職員家族の被災、自宅被害、公共交通機関の途絶、道路遮断等により、参集困難な職員の存在が想定される。 勤務時間中に発災した場合は、庁舎内外における職員の負傷が想定される。

第3章. 非常時優先業務

1 非常時優先業務選定の考え方

非常時優先業務を以下の考え方により選定する。

- (1) 市民生活や経済活動への影響を考慮し、市全体の業務から、発災後遅くとも、おおむね1カ月以内に着手しなければならない、かつ、目標レベルに到達していない業務とする。
- (2) 「災害応急対策業務」については、「小郡市地域防災計画」に掲げる所掌事務を基本として、災害発生時に生じると想定される具体的業務を非常時優先業務として選定する。
- (3) 「継続通常業務」については、「小郡市事務分掌規則」に掲げる所掌事務を基本として、特に継続実施が不可欠な業務を選定する。

2 非常時優先業務の選定基準

非常時優先業務は以下の選定基準や「(参考) 非常時優先業務の整理基準表」に基づき、各部課ごとに選定する。

基準	具体例
地域社会への影響	停止すると地域住民の生命や生活の安全・安心や地域内の経済活動等を阻害する業務
法律の適正な施行	法令等により実施しなければならない業務
他の業務への影響	当該業務の停止が、他の非常時優先業務に影響する業務

(参考) 非常時優先業務の整理基準表

業務開始 目標時間	該当する業務の考え方	代表的な業務例
①3時間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・職員及び家族の安全確保 ・初動体制の確立 ・被災状況の把握 ・救助・救急の開始 ・避難所の開設 	<ul style="list-style-type: none"> a 災害対策の根幹となる体制立ち上げ業務(人、場所、通信、情報等) b 被害の把握(被害情報の収集・伝達・報告) c 発災直後の火災等の災害対策業務(消火、避難、誘導等) d 救助・救急体制確立に係る業務(応援要請、部隊編成・運用) e 避難所開設、運営業務 f 組織的な業務遂行に必須な業務(幹部職員補佐、公印管理等)

業務開始目標時間	該当する業務の考え方	代表的な業務例
②1 日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・応急活動(救助・救急以外)の開始 ・避難生活支援の開始 ・重大な行事の手続き 	<ul style="list-style-type: none"> a 短期的な二次被害予防業務(土砂災害危険箇所における避難等) b 市管理施設の応急復旧に係る業務(道路、上下水道、交通等) c 衛生環境の回復に係る業務(防疫活動、保健衛生活動等) d 災害対策活動体制の拡充に係る業務(応援受入等) e 遺体取扱い業務(収容、保管、事務手続き等) f 避難生活の開始に係る業務(衣食住の確保、供給等) g 社会的に重大な行事等の延期調整業務(選挙等)
③3 日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者への支援の開始 ・他の業務の前提となる行政機能の回復 	<ul style="list-style-type: none"> a 避難生活の向上に係る業務(入浴、メンタルヘルス対策、健康指導、防犯等) b 災害対応に必要な経費の確保に係る業務(財政計画業務等) c 業務システム再開等に係る業務
④2 週間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・復旧・復興に係る業務の本格化 ・窓口行政機能の回復 	<ul style="list-style-type: none"> a 生活再建に係る業務(被災者生活再建支援法等関係業務、住宅確保等) b 産業の復旧・復興に係る業務(農林水産、商工業対策等) c 教育再開に係る業務 d 金銭の支払い、支給に係る業務(契約、給与、補助費等) e 窓口業務(届出受理、証明書発行等)
⑤1 か月以内	<ul style="list-style-type: none"> ・その他の行政機能の回復 	その他の業務

(出典：「地震発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」(内閣府 H28. 2))

3 非常時優先業務一覧

(1) 経営政策部（会計課、監査委員事務局、議会事務局を含む。）

区分	優先業務	1日以内	3日以内	2週間以内	1か月以内
災害 応急 対策 業務	災害対策本部の設置・廃止に関する事	●			
	災害救助法の適用に関する事				●
	災害応急対策の総合調整に関する事	●			
	気象情報及び被害状況の収集に関する事	●			
	気象情報等に基づく、避難情報の発令・解除について本部長等の補佐に関する事	●			
	県、防災会議及び関係機関・団体等との連絡に関する事	●			
	災害対策本部内における情報共有に関する事	●			
	自衛隊の派遣要請、隣接等自治体及び協力機関への応援要請に関する事	●			
	対策本部会議の開催に関する事	●			
	対策本部の庶務に関する事	●			
	水防団(消防団)の運用に関する事	●			
	災害関係文書の浄書、受理及び発送に関する事		●		
	各対策班への応援に係る職員の動員に関する事	●			
	災害の応急費、対策本部の予算措置及び出納に関する事			●	
	災害応急対策用諸物資等の購入に関する事		●		
	市有財産の被害調査、復旧対策に関する事	●			
	緊急輸送車両の借り上げ、運用等に関する事	●			
	各種気象情報及び災害発生状況について住民への普及・広報に関する事	●			
	災害状況の映像等各種記録、報道機関に対する広報に関する事	●			
	復旧・復興に係る補助金等の県等との調整に関する事			●	
物資集配拠点の管理・運営に関する事		●			
救援物資等の避難所等への輸送に関する事		●			
他の機関等の受援・応援に係る調整に関する事	●				

区分	優先業務	1日以内	3日以内	2週間以内	1か月以内
継続 通常 業務	財政計画に関すること		●		
	予算の編成及び執行に関すること		●		
	地方交付税に関すること			●	
	地方債に関すること			●	
	その他財務に関すること		●		
	普通財産の保全、管理及び処分に関すること	●			
	市有物件の災害共済に関すること			●	
	市有自動車の損害賠償責任保険に関すること			●	
	庁舎等の維持管理に関すること	●			
	物品の購入、管理及び処分に関すること		●		
	庁内電話交換及び放送に関すること	●			
	入札及び契約に関すること		●		
	工事の設計審査及び検査に関すること		●		
	報道機関との連絡調整その他広報に関すること	●			
	市ホームページ及びSNSによる情報発信に関すること	●			
	職員の任免、服務及び賞罰に関すること		●		
	職員の給与に関すること			●	
	職員の公務災害補償に関すること			●	
	職員の共済、退職手当その他福利厚生に関すること			●	
	職員の安全衛生に関すること			●	
	公告式その他掲示に関すること		●		
	庁議の庶務に関すること			●	
	甘木鉄道に関すること	●			
	行政ゾーンに関すること		●		
	公印の保管及び管理に関すること	●			
	文書及び郵便物の収受発送に関すること		●		
	情報公開及び個人情報保護に関すること		●		
	儀式、市民の表彰、叙位及び叙勲に関すること			●	
	消防に関すること	●			
	災害対策本部に関すること	●			
	水防に関すること	●			
	防犯に関すること		●		
老朽危険家屋に関すること			●		
業務システムに関すること	●				

区分	優先業務	1日以内	3日以内	2週間以内	1か月以内
継続 通常 業務	地域の情報化の推進に関すること			●	
	予算収支及び決算に関すること			●	
	支出負担行為の確認に関すること			●	
	指定金融機関等に関すること			●	
	物品の出納及び保管(使用中の物品に係る保管を除く。)に関すること			●	
	その他会計に関すること			●	
	選挙に関すること			●	

(2) 環境経済部

区分	優先業務	1日以内	3日以内	2週間以内	1か月以内
災害 応急 対策 業務	市税の猶予、減免に関する事			●	
	農作物、営農施設等の被害調査等に関する事	●			
	ため池の巡視及び水位の把握に関する事	●			
	農地、農業用施設の被害調査等に関する事	●			
	家畜、畜産施設の被害調査等に関する事	●			
	工場、商工業者等の被害調査等に関する事		●		
	病虫害の発生予防及び防疫に関する事		●		
	処理施設(クリーンヒル宝満及び両筑苑等)の被害調査等に関する事	●			
	収集運搬業者の被害調査に関する事	●			
	災害時における給水に関する事(三井水道企業団との連絡調整)	●			
	遺体の埋火葬、処理に関する事	●			
	犬、猫、ペット等の対応処理に関する事			●	
	災害廃棄物(片づけごみ、避難所ごみ)の収集、運搬、処分に関する事	●			
	災害廃棄物発生量の推計に関する事		●		
	仮置場の確保、設置、管理・運営に関する事		●		
	損害家屋等の処分方法に関する事			●	
	し尿の収集、運搬、処理に関する事	●			
	仮設トイレ等の確保、設置、管理に関する事		●		
	農業、事業者等の補助金等に関する事				●
	罹災証明書の受付・発行等窓口業務に関する事			●	
住宅等建築物の被害調査に関する事			●		
被災に伴う所得・課税、固定資産税等の証明発行等に関する事			●		
所管する防災協定締結先との調整に関する事	●				

区分	優先業務	1日以内	3日以内	2週間以内	1か月以内
継続 通常 業務	商工業の金融に関すること			●	
	農地・農業用施設災害に関すること			●	
	多面的機能支払交付金事務に関すること。			●	
	環境衛生に関すること		●		
	墓地及び火葬場に関すること	●			
	騒音、振動、悪臭その他公害対策に関すること	●			
	飼い犬の管理、野犬対策及び狂犬病予防に関する こと			●	
	専用水道、簡易専用水道に関すること				●
	三井水道企業団との連絡調整に関すること	●			
	ごみ、し尿の処理及び計画に関すること	●			
	筑紫野・小郡・基山清掃施設組合及び両筑衛生施 設組合に関すること	●			
	文書の收受、発送、編さん及び公印の管理に関す ること	●			
	農家台帳の整備保管に関すること				●
農地に関する証明の発行に関すること				●	

(3) 都市建設部

区分	優先業務	1日以内	3日以内	2週間以内	1か月以内
災害 応急 対策 業務	災害時の交通情報の収集、交通規制に関すること	●			
	道路障害物の除去に関すること	●			
	河川等の巡視及び水位の把握に関すること	●			
	土木関係業者等との連絡調整に関すること	●			
	避難場所の公園等の開放、管理等に関すること	●			
	道路、橋梁の被害調査等に関すること	●			
	河川、堤防の被害調査等に関すること	●			
	市営住宅の被害調査等に関すること	●			
	災害対策用土木機械、各種資材調達に関すること		●		
	応急仮設住宅の建設準備に係る県等との調整に関すること			●	
	応急仮設住宅及び市営住宅の供与並びに建設に関すること			●	
	応急仮設住宅の入居及び退去の申請に関すること				●
	応急仮設住宅入居者の相談に関すること				●
	下水道の施設管理に関すること	●			
	関係機関に対する水防作業の指示等に関すること	●			
	被災建築物の応急危険度判定に関すること			●	
	宅地の危険度判定に関すること			●	
	応急危険度判定士等の支援受入れ等に関すること			●	
	被災住宅の応急修理の業務委託等に関すること			●	
	倒壊建築物等の解体・撤去の申請等に関すること			●	
道路、橋、下水道等の補助金に関すること				●	
所管する防災協定締結先との調整に関すること	●				

区分	優先業務	1日以内	3日以内	2週間以内	1か月以内
継続 通常 業務	公共交通施策に関する事	●			
	デマンドタクシーの運行に関する事	●			
	市営住宅の建築及び管理に関する事	●			
	住宅施策の総合調整に関する事	●			
	他課等委託建築工事(防犯灯を含む。)の設計及び施工に関する事			●	
	開発指導に関する事			●	
	建築基準法(昭和25年法律第201号)の施行に関する事		●		
	道路の新設に関する事			●	
	都市計画道路の改良に関する事			●	
	境界確定の立会に関する事			●	
	交通制限及び解除の申請に関する事	●			
	道路及び公有水面の占用に関する事		●		
	国県道及び河川改修の要望、苦情に関する事	●			
	里道等に関する事			●	
	道路、橋りょう、河川等の維持管理に関する事		●		
	一般公共土木災害の調査及び復旧事業に関する事		●		
	交通安全施設の整備計画、設計及び施工に関する事				●
	汚水排水施設の維持管理に関する事	●			
	雨水幹線に関する事	●			

(4) 市民福祉部

区分	優先業務	1日以内	3日以内	2週間以内	1か月以内
災害 応急 対策 業務	避難情報等の区長、民生委員・児童委員への提供に関すること	●			
	コミュニティセンター等の被害調査等に関すること	●			
	高齢者・障害者施設・介護保険サービス事業所等の被害調査等に関すること	●			
	避難所の開設、避難者数の把握等に関すること	●			
	コミュニティセンター等の利用者の避難、救護に関すること	●			
	救助用食料、物資、器材の要求量調査に関すること		●		
	救助用食料、物資、器材の配分、保管に関すること			●	
	被災者の生活保護等の適用に関すること			●	
	被災者の災害弔慰金・見舞金等に関すること				●
	避難行動要支援者の支援に関すること	●			
	福祉避難所の開設、運営、支援に関すること		●		
	公民館等の自主避難所開設の支援に関すること	●			
	ボランティアセンターの設置、連絡、調整に関すること			●	
	ボランティアの受入れ数、活動内容の把握に関すること			●	
	ニーズに応じたボランティアの割当て等に関すること			●	
	義援金の受付、保管、配分に関すること				●
	赤十字等、民間団体との連絡等に関すること	●			
	国民健康保険税の減免に関すること			●	
	保険給付費の一部負担金減免に関すること			●	
	後期高齢者医療保険料の減免に関すること			●	
	後期高齢者医療保険給付費の一部負担金減免に関すること			●	
	国民年金保険料の災害減免に関すること			●	
	介護保険に関する窓口相談業務／災害特例介護サービス給付に関すること			●	
民間福祉避難所との連絡・調整に関すること			●		
被災高齢者の受入れ先確保及び移送の実施に関すること			●		
介護保険料の賦課及び徴収に関すること（災害減免）				●	
高齢者・障害者に配慮した仮設住宅等のニーズ把握に関すること				●	
避難行動要支援者（高齢者見守り支援台帳）安否確認、情報伝達、民生委員等との連携に関すること	●				

区分	優先業務	1日以内	3日以内	2週間以内	1か月以内
災害 応急 対策 業務	在宅生活支援サービス(配食・緊急通報等)に関する こと		●		
	要援護者に対する生活支援及び保健指導に関する こと				●
	要援護者に対する養護老人ホーム入所措置の決定 に関すること				●
	行旅死亡人等の火葬応援体制に関すること	●			
	所管する防災協定締結先との調整に関すること	●			

区分	優先業務	1 日以内	3 日以内	2 週間以内	1 か月以内
継続 通常 業務	民生委員及び児童委員に関すること		●		
	社会福祉協議会に関すること		●		
	生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)に基づく保護の決定及び実施に関すること			●	
	生活保護費その他の金品支給に関すること			●	
	行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関すること	●			
	日本赤十字社に関すること			●	
	生活困窮者自立支援法(平成 25 年法律第 105 号)の施行に関すること			●	
	身体障害者(児)福祉に関すること			●	
	知的障害者(児)福祉に関すること			●	
	福祉手当に関すること			●	
	精神保健に関すること			●	
	発達支援に関すること			●	
	国民健康保険の保険給付に関すること			●	
	国民健康保険税の賦課に関すること				●
	その他国民健康保険事業に関すること				●
	重度障害者医療費の給付に関すること				●
	後期高齢者医療各種申請及び届出の受付並びに保険料の徴収に関すること			●	
	国民年金被保険者資格の取得・喪失等届出の処理に関すること				●
	国民年金の給付及び保険料の免除に関すること			●	
	その他国民年金に関すること				●
	シルバー人材センターとの連絡調整に関すること	●			
	戸籍に関すること			●	
	埋火葬の許可に関すること	●			
	住民基本台帳に関すること			●	
	その他隣保館等の設置目的達成に関すること		●		
	区長会に関すること	●			
	コミュニティセンターの管理運営及び整備に関すること	●			
	自治公民館の育成及び支援に関すること	●			

(5) 子ども・健康部

区分	優先業務	1日以内	3日以内	2週間以内	1か月以内
災害 応急 対策 業務	保育所・幼稚園・学童の閉園等に関する事	●			
	保育所・幼稚園、児童福祉施設の被害調査等に関する事	●			
	乳幼児、園児、学童児の避難に関する事	●			
	災害による負傷者の救護・応急対策に関する事	●			
	救助用食料、物資、器材の要求量調査に関する事		●		
	救助用食料、物資、器材の配分、保管に関する事			●	
	園児・学童児の被害状況の把握に関する事	●			
	被災園児に対する保育、保健管理に関する事		●		
	避難所等における避難者の保健管理に関する事		●		
	医療品、衛生・防疫資材等の供給に関する事			●	
	医療に係る関係団体等の増援に関する事			●	
	伝染病の発生予防に関する事			●	
	医療・健康に係る補助金等に関する事				●
	市内・近隣医療機関の被災状況の確認、受入れ状況の確認	●			
所管する防災協定締結先との調整に関する事	●				

区分	優先業務	1日以内	3日以内	2週間以内	1か月以内
継続 通常 業務	子ども総合相談センターに関すること	●			
	児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)の施行に関すること			●	
	児童相談所との連絡調整に関すること	●			
	児童問題に関すること	●			
	母子及び父子並びに寡婦福祉に関すること		●		
	保育所等での発達支援に関すること				●
	地域子育て支援拠点事業に関すること			●	
	ファミリーサポートセンターに関すること		●		
	特定教育・保育の認定に関すること			●	
	特定教育・保育施設の入所及び利用者負担に関すること			●	
	地域型保育事業の利用に関すること			●	
	小郡市子育て支援センターの運営に関すること				●
	子ども医療費の給付に関すること			●	
	ひとり親家庭等医療費の給付に関すること			●	
	未熟児養育医療費の給付に関すること			●	
	児童手当等に関すること			●	
	児童扶養手当に関すること			●	
	特別児童扶養手当に関すること			●	
	学童保育所に関すること	●			
	健康危機管理に関すること	●			
	感染症及びその予防に関すること		●		
	妊婦健康診査に関すること			●	
	乳幼児健康診査に関すること				●

(6) 教育部

区分	優先業務	1日以内	3日以内	2週間以内	1か月以内
災害 応急 対策 業務	教育関係施設の被害調査等に関する事	●			
	社会教育施設の被害調査等に関する事	●			
	教育施設の避難所開設、避難者把握に関する事	●			
	教育関係施設を避難所とする協力に関する事	●			
	児童・生徒の被害状況の把握に関する事	●			
	被災児童・生徒の授業・保健管理に関する事			●	
	避難所でのボランティア受入れ、割当てに関する事			●	
	災害救助活動にあたる社会教育団体との調整に関する事			●	
	教育関係施設等に係る補助金等に関する事				●
	仮設住宅入居の児童・生徒の教育に関する事				●
	学校給食施設を使用した炊出しへの協力に関する事	●			
	施設を含む市内文化財の被害調査・応急対応に関する事	●			
	文化財の復旧・修復に係る補助金等の調整に関する事			●	
	復旧・復興に係る埋蔵文化財の事前審査協議に関する事			●	
	所管する防災協定締結先との調整に関する事	●			
継続 通常 業務	文化財の調査、保存管理及び保護活用に関する事			●	
	小郡市埋蔵文化財調査センターの管理運営に関する事			●	
	学校給食センターの管理運営に関する事				●
	給食業務の企画、立案及び連絡調整に関する事				●
	自校式給食業務の運営に関する事				●

4 非常時優先業務の選定結果

市全体で、災害応急対策業務131件、継続通常業務129件、合計260件の非常時優先業務が選定された。

【非常時優先業務数】

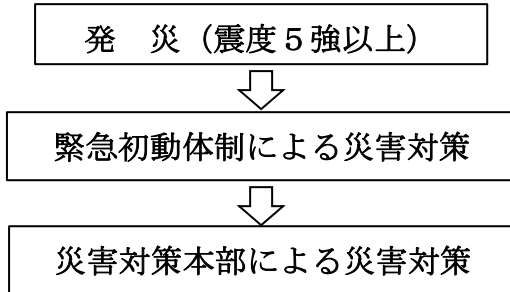
全業務	非常時優先業務			通常業務のうち 休止業務	全業務に対する 非常時優先 業務の割合
	災害応急対策 業務	継続通常 業務	合 計		
677	131	129	260	417	38.4%

【優先度別非常時優先業務数】

ランク	評価基準	災害応急対策 業務	継続通常業務	合計	
非常時 優先 業務	A	発災後直ちに(24時間以内) に着手する業務	64	35	99
	B	発災後24時間から3日以内 に着手する業務	21	24	45
	C	発災後3日から2週間以内 に着手する業務	32	55	87
	D	発災後1か月以内に着手す る業務	14	15	29
合 計		131	129	260	

第4章. 非常時優先業務の実施体制及び指揮命令系統

1 非常時優先業務の実施体制



2 災害対策本部設置以降の体制

【災害対策本部会議】

本部長	市長
副本部長	副市長、教育長、消防団長
各対策班長	経営政策部長、環境経済部長、都市建設部長、市民福祉部長、子ども・健康部長、教育部長、三井消防署長
本部事務局	防災安全課長

【各対策班】

班名	班長	配備対象課長等
本部対策班	経営政策部長	議会事務局長、防災安全課長(本部事務局)、総務課長、財政課長、人事課長、経営戦略課長、新公共マネジメント推進課長、会計課長、議会事務局次長、監査委員事務局長
環境経済班	環境経済部長	生活環境課長、農業振興課長、税務課長、収納課長、商工観光課長、地域開発推進課長、農業委員会事務局長
都市建設班	都市建設部長	都市整備課長、下水道課長、都市計画課長、まちづくり推進課長
市民福祉班	市民福祉部長	福祉課長、長寿支援課長、コミュニティ推進課長、市民課長、人権・同和対策課長、国保年金課長
子ども・健康班	子ども・健康部長	保育所・幼稚園課長、子ども育成課長、健康課長、子育て支援課長

教育班	教育部長	教育総務課長、生涯学習課長、スポーツ振興課長、学校教育課長、人権・同和教育課長、文化財課長、
-----	------	--

【緊急初動体制】

緊急初動体制とは、勤務時間外に震度5強以上の地震が発生したとき、災害対策本部が設置されるまでの間に、参集した職員を逐次に組織化しつつ、初期の応急対策活動を補完し、災害対策本部としての迅速な機能の確立を図るための配備体制として設置する。

緊急初動体制での業務の進捗及び職員の参集状況、又は被害の状況に応じ、市長の判断により災害対策本部体制による活動に順次移行する。

なお、緊急初動体制は原則として24時間後には災害対策本部に移行させる。

3 非常時優先業務体制の確保

(1) 職員の確保

大規模災害が発生した場合、被害情報の収集やそれに基づく迅速な災害応急対策を実施するためには、職員の確保が最重要となる。特に、勤務時間外に地震が発生した場合は、職員の参集及び初動体制の確保が課題となるため、現状、課題、今後の取組みについて整理する。

ア 現状

(ア) 参集可能職員数の見込み

大規模災害の発生により、職員の被災や西日本鉄道等の公共交通機関の停止等に伴い、参集の困難な職員が発生し、職員の不足が想定される。

(イ) 職員の参集及び安否確認手段等

職員に対する災害等情報の一斉配信や発災時の参集指示と併せて職員の安否確認を行うため、「災害情報等配信システム」を導入して運用している。

このシステムは、メールアドレスを登録した職員等に災害発生状況や気象情報等の配信を一斉メールの形式で実施するとともに、システムが持つアンケート機能を活用した職員の参集の可否等の回答を個別に収集することも可能となっている。

定期的な一斉メール配信による受信確認訓練の実施によりシステムの普及及び理解度の向上を図るとともに、システムを活用した職員参集訓練を毎年度出水期前等の時宜を捉えて実施している。

「災害情報等配信システム」への未登録者に対しては、各課において個別の連絡網の確立により、全職員に対する連絡体制は確立している。

イ 課題

(ア) 参集職員の不足

参集が困難な職員が多くなった場合、非常時優先業務の執行に必要な職員数に対し、参集職員数が大幅に不足する。このため、物理的な制約から非常時優先業務の実施が困難な事態が想定されるとともに、職務経験豊富な中堅以上の職員の家族等の被災等により非常時優先業務の執行が中断することも想定され、必要な職員数・人材の確保が課題となる。

(イ) 職員の配置・配分

大規模災害に際しては、緊急初動体制による市一丸となつての初動体制を執ることとしているが、参集職員数の不足から本来の災害対策本部としての応急対策業務の開始が遅滞することが想定される。

(ウ) 避難所の開設・運用

避難所の開設・運営は、市職員を各避難所に2名以上配置することとしているが、大規模な地震の際は、27箇所の指定避難所全てを開設する必要があるが、最低限54名の市職員が開設・運営要員として避難所業務に専任することとなる。また、大規模な地震による避難生活は、1カ月以上の長期にわたることとなるため、当面の避難所開設・運営にあたる職員の確保と共助による避難所運営組織の設置が課題となる。

ウ 今後の取組み

(ア) 非常時優先業務の絞り込み

非常時優先業務の選定及び優先順位の設定を継続的に見直し、参集職員の不足にあっても優先順位の高い業務を遅滞なく執行する体制を確立することが必要である。特に、災害発生時に待ったなしとなる応急対策業務を優先的に実施するため、継続通常業務の抜本的な絞り込みに留意する。

(イ) 職員の参集体制の整備

災害情報等配信システムへの全職員登録の徹底と理解度の促進を図り、職員の初動体制を確立するとともに、アンケート機能により参集可能職員数を早期に把握できる体制を確立していく。

本市における自家用車両による通勤職員や西日本鉄道等の公共交通機関を利用した通勤職員、個別の事情により大規模災害時に参集不可能な職員等を、平素から各課ごとに把握し、参集可能職員をあらかじめ予測した非常時優先業務執行体制の検討を進める。

職員個々の自転車、バイク、徒歩等による参集手段の確保及び参集経路の把握を引き続き徹底する。

(ウ) 業務マニュアルの整備

非常時優先業務は、参集可能な限られた職員で対応しなければならないため、あらかじめ業務マニュアルを作成するなど、担当職員、担当部署以外の職員でも効率的に業務が遂行できる仕組みを検討する。

(エ) 業務経験者の活用

専門的な知識や経験等が必要な非常時優先業務の担当者が参集できないあるいは業務に従事できない場合に備え、各部署ごとに当該業務に従事した経験を有する職員の活用等を検討する。

(オ) 業務執行を継続する体制の確保

発災後数日間は、非常時優先業務を継続して執行することが求められるが、参集職員が不足する現状から交代要員を確保することは困難である。このため、各部署において、職員の休憩や睡眠等に配慮した勤務ローテーション体制を早期に構築し、業務執行を継続できる体制の確保等について検討する。

(カ) 避難所運営組織等の早期の設置

「避難所設置・運営マニュアル」に基づき、初動期（災害発生直後～2日程度）は、各指定避難所に配置された市職員が主体となって避難所の開設、運営を行う必要があるが、展開期（2日～1週間程度）以降は、自主防災組織、避難者等との連携により、努めて早期に応急避難所準備組織及び避難所運営組織を設置して、共助を主体とする避難所運営に移行するとともに、受援体制の早期の確立による避難所運営支援要員の確保により、他の非常時優先業務に従事する職員の確保を検討する。

(キ) 職員の心のケア対策の実施

発災後長期間に及ぶ災害対応による過労や被災現場における心的外傷や大きなストレスによるPTSD等により、職員が心身の健康バランスを損なうことが考えられるため、精神的なストレスを抱えた職員等への心のケア対策等を含めた健康管理体制の整備を検討する。

(ク) 他の自治体への職員派遣要請

大規模災害時には、災害時応援協定等に基づき、他の自治体への職員派遣要請による応援を受け入れることが考えられる。応援派遣時期や非常時優先業務の負荷に応じて適切に応援要員を割り当てられるよう検討することが必要である。

(2) 指揮命令系統の確立

災害に対する迅速な応急対策を実施するためには、指揮命令系統が確立されている必要がある。

ア 首長不在時の職務代行順位

第一順位 副市長	第二順位 教育長	第三順位 経営政策部長	第四順位 環境経済部長
第五順位 都市建設部長	第六順位 市民福祉部長	第七順位 教育部長	第八順位 子ども・健康部長

イ 各部長（各対策班長）不在時の職務代行順位

各部長（各対策班長）不在時の職務代行順位を、最低限、第一順位から第三

順位まで各部ごとに定め、各部長（各対策班長）不在時に非常時優先業務の執行が滞ることのないよう準備する。

（３）代替庁舎

庁舎名称		場所
1	小郡市総合保健福祉センターあすてらす	二森 1167-1
2	小郡市文化会館・図書館、生涯学習センター	大板井 136-1

【災害対策本部の代替設置場所】

1	西別館 3 階会議室
2	北別館 2 階大会議室
3	南別館 3 階会議室
4	小郡市総合保健福祉センターあすてらす 1 階多目的ホール

※小郡市文化会館・図書館又は小郡市生涯学習センターを代替庁舎と指定した場合の災害対策本部の設置場所については、施設の被災状況、避難状況等の状況を勘案して示す。

（４）関係機関の合同調整所や待機場所等の確保

大規模災害が発生した場合、被災者の捜索・救出・救護や被災者の生活環境維持のためには、自衛隊、警察、消防などの関係機関の活動が大きく影響することとなる。このため、災害対策本部との連携や関係機関相互の情報共有や活動調整のための合同調整所の設置、関係機関の現地指揮所等及び待機場所の確保が必要となる。

ア 合同調整所

合同調整所は、北別館 2 階の大会議室での設置を計画しているが、庁舎本館の災害対策本部が使用困難な場合には、他の庁舎等に代替災害対策本部が設置される可能性があることから、①南別館 3 階会議室、②小郡市総合保健福祉センターあすてらす 2 階研修室を代替設置場所として準備する。

イ 現地指揮所及び待機場所

関係機関の現地指揮所及び待機場所としては、北別館 2 階の研修室を計画として確保しているが、関係機関の現地指揮所及び待機場所は、合同調整所の近傍に確保する必要があることから、それぞれの合同調整所近傍の小会議室、研修室等を準備する。

ウ 災害対策本部への各機関連絡員の待機場所

災害対策本部等へ発災直後から派遣される各機関の連絡員等の待機場所として、本館 2 階情報公開室（自衛隊）、本館 3 階小会議室 2（警察、消防）を確保する。

第5章. 業務遂行環境の確保

1 庁舎

各庁舎等は、一部を除き、耐震補強工事が完了しており、想定地震発生時においても使用可能であると想定する。

ただし、庁舎地区の本庁舎、各別館は建築年数約35年以上が経過しており、東別館を除き旧耐震基準での建物である。平成25～27年度に庁舎本体の耐震補強工事は行っているが、庁舎本体を含め、庁舎内部の執務室、付帯施設等が大規模災害時に機能を発揮し得るかは不明な面もある。したがって、当面本庁舎の大規模災害時の機能維持のための改善に努め、代替庁舎施設たる総合保健福祉センターあすてらすへの通信・情報網の延長・増設措置や新たに建設が計画される体育館への一部の代替庁舎機能の付加、更には庁舎自体の建替え構想について検討、推進する必要がある。

【庁舎等の現状】

施設名	構造	建築年	築年数	耐震基準	耐震化状況
本館	4階RC造	1962年度	62	旧耐震	耐震化完了
西別館	3階S造	1980年度	44	旧耐震	耐震化完了
北別館	2階RC造	1970年度	54	旧耐震	耐震化完了
南別館	3階RC造	1975年度	49	旧耐震	耐震化完了
中別館	3階RC造	1970年度	54	旧耐震	耐震審査○
東別館	2階RC造	1988年度	36	新耐震	
人権教育啓発センター	2階RC造	1986年度	38	新耐震	
あすてらす	2階RC造	2004年度	22	新耐震	
生涯学習センター	2階RC造	1992年度	32	新耐震	
文化会館	鉄骨RC	1987年度	37	新耐震	
図書館	鉄骨RC	1987年度	37	新耐震	
市体育館	RC造	1974年度	50	旧耐震	耐震化完了
小郡運動公園	RC造	1994年度	30	新耐震	

2 電 気

(1) 現状

ア 庁舎本館

庁舎本館 2 階フロアに集中設置している災害等に関わる情報・通信システム（Jアラート、福岡県防災・行政情報通信ネットワーク、防災行政無線）の停電時における継続稼働のための非常用発電装置及び市民課の行政システム稼働用の非常用発電装置は設置されているが、停電時における市庁舎全体への電力供給は不可能である。また、本館 2 階の災害対策本部設置フロアの一部には、太陽光発電による昼間の電力供給とリチウムイオン蓄電システムによる夜間及び荒天時における最低限の電力供給が準備されている。しかしながら、情報・通信システムに対する非常用電源の燃料の備蓄は一部（600）のみであり、現状としては、それぞれの発電装置自体の燃料タンクにおける稼働時間+12時間（防災行政無線及び県防災・行政ネットワークのみ）しか確保できていない。また、令和5年度に切り替えられた電話交換機は、市民課の行政システム用の非常用発電機から停電時の電力供給が確保されている。

イ 生涯学習センター

代替庁舎及び福祉避難所として指定されている生涯学習センターにも太陽光発電機器及びリチウムイオン蓄電システムが設置されており、昼夜間及び荒天時の停電時における代替庁舎及び福祉避難所としての最低限の電力供給が可能な体制を確保している。

ウ 指定避難所等

指定避難所である市内の小中学校及び高等学校、校区コミュニティセンター等の公共施設においては、一部の施設（のぞみが丘小学校、大原校区コミュニティセンター）に設置されている太陽光発電及びリチウムイオン蓄電システムを除いては、防災倉庫に備蓄している携帯発電機による電力供給のみとなる。

非常用電源名	管理部署	稼働時間	油種	備考
簡易型非常用発動発電装置（MCA防災行政無線）	防災安全課	24時間	軽油	UPS付 停電時自動起動
福岡県防災・行政情報通信ネットワーク発電装置	防災安全課	29時間	軽油	
市民課行政システム用非常用発電機	市民課	16時間	軽油	
市庁舎本館、生涯学習センター、のぞみが丘小学校大原校区コミュニティセンターの太陽光発電及びリチウムイオン蓄電システム	財政課、生涯学習課、教育総務課	2kw使用 6時間	—	特定の電灯及びコンセントのみ

エ 太陽光発電及びリチウムイオン蓄電システムの使用

太陽光発電及びリチウムイオン蓄電システムから接続されている各施設のコンセント及びLED照明（スイッチ）の位置を把握・明示して、非常時に使用できる体制を確保するとともに、それらのコンセントから電力を配分するシステム、機器等を明確化し、限られた電力を効率的に使用する。

また、いつ発生するのか、いつ復旧するのか分からない停電に際して、リチウムイオン電池に蓄電された電気を最大限活用するため、平常時には災害対応のために電力供給が途切れてはならないシステム・機器のみをコンセントに接続し、それ以外は災害対応時（避難所にあつては開設後の停電発生時）のみに使用することを原則とする。

施設名	コンセント		LED照明	
	箇所数	接続先	箇所数	接続先
市庁舎本館	4箇所	防災安全課×4	10箇所	1階×3、2階×7
生涯学習センター	5箇所	管理事務所×2、コミュニティラウンジ、研修室1、ギャラリー1	27箇所	管理事務所×2、ラウンジ、エントランスホール×3、コミュニティラウンジ×4、廊下×4、男女トイレ×各3、研修室・ギャラリー×各2
のぞみが丘小学校	9箇所	校舎(職員室等)×5 体育館×4	33箇所	校舎(職員室等)×3 体育館×30
大原校区コミュニティセンター	20箇所	事務室×4、自販機室×1、玄関ホール×1、和室×4、大ホール×9、調理室×1	158箇所	玄関ホール、廊下、事務室、トイレ、実習室、和室、大ホール

(2) 課題と今後の取組み

ア 非常用発電装置等の整備

庁舎全体の非常時優先業務の継続に最低限必要な非常用電源の確保が必要であることから、携帯発電機の備蓄増加（5台：本館2台、南別館1台、西別館1台、北・東別館1台）による当面の電力を確保するとともに、九州電力送配電株式会社甘木配電事業所との災害復旧に関する協定に基づく高圧（低圧）発電機車の設置や災害時のレンタル機材の供給に関する協定に基づき、大型発電機等のレンタルによる電力供給体制の確保を図る。将来的には、庁舎建替えにおける非常用発電装置の設置による電源の確保について検討していく。

また、代替庁舎及び福祉避難所となる総合保健福祉センターあすてらす及び生涯学習センターへの非常用発電装置の導入を検討するとともに、携帯発電機の備蓄（各1台）を計画的に推進していく。この際、建替えが計画されている市の新体育館に防災拠点機能として非常用発電装置（72時間以上連続稼働可能）の設置による代替災害対策本部機能の付加を検討する。

イ 非常用発電装置用燃料の備蓄

非常用発電装置の燃料は、大規模災害時の停電の復旧に最大約3日程度かかる可能性があること、民間の燃料供給所の機能停止、燃料供給自体の停止等を考慮して、当面の人命救助活動を行う72時間以上の稼働に必要な量（軽油429ℓ）の備蓄が必要である。また、市庁舎各部署への最低限24時間の電力供給のため、携帯発電機5台の燃料（ガソリン180ℓ）の備蓄が必要である。この際、消防法に基づく備蓄燃料置き場等についても併せて整備が必要である。

当面の備蓄目標として、既存の市役所本館の少量危険物保管庫1箇所に備蓄可能な軽油約400ℓ及びガソリン約120ℓの備蓄を推進する。

将来的には、代替庁舎及び福祉避難所となる総合保健福祉センターあすてらす及び生涯学習センターへの少量危険物保管庫の増設により、庁舎だけでなく指定避難所の電力確保のための備蓄量の増加や新体育館に設置される非常用発電装置の燃料備蓄体制の確保、更には庁舎建替えに伴う非常用発電装置の設置時の燃料備蓄体制の検討を推進する必要がある。

なお、市域への燃料供給の体制が復旧した後の燃料供給に関しては、地域の災害時中核給油所としての機能を有する株式会社イデックスリテール福岡セルフ小郡中央SSとの間で締結した災害時における石油類燃料の優先供給協定に基づく供給により対応する。

非常用発電装置（燃料消費量）	本体容量	72時間稼働	一週間稼働
簡易型非常用発電装置（防災行政無線）（3.26ℓ/h）	85ℓ	150ℓ	463ℓ
福岡県防災・行政情報通信ネットワーク発電装置（1.7ℓ/h）	60ℓ	62ℓ	226ℓ
市民課コンピュータ用非常発電機（3.875ℓ/h）	62ℓ	217ℓ	589ℓ
軽油の必要備蓄燃料量		429ℓ	1,278ℓ

携帯発電機（燃料消費量）	タンク容量	24時間稼働	72時間稼働
1.5ℓ/h	9ℓ	36ℓ	108ℓ
ガソリンの必要備蓄燃料量（5台）		180ℓ	540ℓ

ウ 太陽光発電及びリチウムイオン蓄電システムの設置拡充

指定避難所である市内の小中学校及び高等学校、校区コミュニティセンター等の公共施設における停電時の電力供給手段は、一部（のぞみが丘小学校、大原校区コミュニティセンター）を除き防災倉庫に備蓄している携帯発電機のみである。最低限の避難生活環境を確保する電力供給のためには、携帯発電機の発電容量による使用機器の制約、燃料の供給機能の停止、発電機燃料の備蓄上の制約などから、太陽光発電及びリチウムイオン蓄電システムの設置拡充によ

る電力供給体制の拡充を図る必要がある。設備の拡充に際しては、人口分布、住宅の老朽化、地質等の地域の特性を考慮した優先順位を検討するとともに、市の防災拠点となる新体育館及び地域の防災拠点ともなる校区コミュニティセンターを優先した拡充に努める必要がある。

エ 非常用発電装置の保守要領

一部の発電装置の保守管理は通常時は業者に委託しているが、大規模災害時には保守業者の業務が停止する可能性もあり、職員自身での非常用発電装置の保守体制の確保が必要となる。停電時の非常用発電機の保守要領について、それぞれの発電装置に関する燃料補給、保守用油脂・部品の交換等の実施要領に関するマニュアルを整備して、停電が長期間続く場合にもおいても、職員自身が非常時優先業務を継続できる体制を確保する必要がある。

3 食料、飲料水等

(1) 現状

業務継続のためには、市職員の勤務を支えるための食料や飲料水等の確保が重要となるが、全庁的に職員用の食料等の備蓄はない現状である。

(2) 当面の処置

市の備蓄計画における行政備蓄は、大規模災害時における家屋の倒壊、焼失、流失等により発生する多数の避難者等の当面の避難生活を維持するために行うものであり、市の業務継続のための食料等備蓄とは一線を画すべきであり、当面は、初動段階における各職員の自主的な食料・飲料水の確保（1日分）を周知・徹底することにより食料等の確保につなげる。

(3) 今後の取組み

職員の食料等の備蓄は、市の業務継続体制の確保にとって必要不可欠な要素であり、約300名の職員の食料・飲料水（2日分、1,800食・1,800ℓ）の備蓄を市の備蓄計画と連携して、備蓄品のうちの賞味期限が1年前の食料等を職員用備蓄として管理し、市の備蓄計画上の備蓄食料品等の更新を1年前倒しする。

4 通 信

(1) 現状

ア 電話

(ア) 災害時優先電話回線等

災害時に輻輳の影響を受け難い災害時優先電話回線及び公衆電話回線は、停電時においてもN T T電話回線が機能してい

ば使用することが可能である。現状としては、災害時優先電話回線として 8 回線を市役所本館で確保しており、特設公衆電話として指定避難所 13 箇所（小中学校体育館）及び指定福祉避難所 2 箇所（総合保健福祉センターあすてらす、生涯学習センター）の計 15 箇所に N T T 西日本との協定により確保している。また、災害時優先電話回線については、全ての回線に停電電話機を整備しており、アナログ 8 回線（防災安全課及び財政課）による停電時にも使用可能な電話機能を確保している。

しかしながら、特設公衆電話に関しては、設置する電話機が市役所に一括保管され、マニュアルにも設置要領が記載されていないなど、突発的な大規模地震等の災害発生時に即時に使用可能な体制とはなっていない。

【災害時優先回線】

電話番号	内線番号	設置場所
72-2111	244	防災安全課（災害対応時設置）
72-2112	245	防災安全課（災害対応時設置）
72-2113	246	防災安全課（災害対応時設置）
72-2114	247	防災安全課（災害対応時設置）
72-2115	248	防災安全課防災係（常設）
72-2116	249	防災安全課消防・安全係（常設）
72-2146	233	財政課契約・管財係（常設）
72-2147	234	財政課契約・管財係（常設）

(イ) 衛星通信回線

市は Jアラート及び県防災・行政情報通信ネットワークの専用衛星通信回線以外には、衛星通信回線を保有していない。

衛星通信回線は、大規模災害時の通信遮断、輻輳等の影響を受けず、重要な通信を確保する有用な通信手段であり、最低限、災害対策本部には衛星携帯電話の整備が必要である。

(ウ) 電話交換業務

市役所は、光デジタル回線を含めて 24 回線を運用しており、就業時間内の電話交換業務は交換室のデジタル交換機を使用して委託業者が行い、時間外は委託業者の警備員が警備員室の電話転送により交換業務を行っている。

市の電話交換機は、令和 5 年度に新たな電話交換機に切り替えられ、災害時の停電時にも電話交換機能を維持するため、市民課の行政システム用非常発電機及び交換機付属のバッテリー（約 3 時間）による電源が確保されている。また、非常用発電機及びバッテリーによる電源が枯渇した場合には、電話交換機能は停止するが、停電電話機による 8 回線の電話機能は確保される。

ただし、非常用発電機による電源が停止すると光デジタル回線が途絶するため、代替災害対策本部及び福祉避難所を開設する総合保健福祉センターあすてらすとの電話交換による接続はできなくなる。

イ 同報系防災行政無線

防災行政無線は、主無線局を庁舎本館2階（災害対策本部）に、補助局を三井消防署に設置し、市内全域をカバーする61個のスピーカー子局を設置することで、市民に対する災害時における主要な情報伝達手段となることを期待されている。

スピーカー子局にはバッテリーによる非常用電源装置はあるが、停電時には約48時間を限度とした機能発揮となることから、それ以降も停電が継続する場合におけるスピーカー子局のバッテリーの強化（72時間対応）や市全域への多様な情報伝達手段について引き続き検討する必要がある。

また、荒天時には防災行政無線の放送内容が聞こえ難いことがあるため、市のホームページ上及び電話で防災行政無線の放送内容を文字と音声で確認できるよう改善を図っている。

現行の防災行政無線は、MCA無線機により親局とスピーカー子局で通信を行う構成であるため、大規模災害時における災害対策本部（親局）とスピーカー子局（地域）との非常通信手段としても活用可能である。

ウ 移動系無線（無線通信システム）

令和5年度に整備した無線通信システムは、災害対策本部と各対策班、現地に派遣された職員、避難所、関係機関等との通信を必要時に速やかに確保でき、バッテリーによる稼働が可能で、停電時においても活用可能な通信手段である。また、通信システムとして無線機（職員等）の所在地をGPSにより把握でき、現地の状況を音声通信のみならず、画像伝送によっても確認・共有できるものである。

区分	保有数	備考
災害対策本部系	52	災害対策本部、各対策班、現地派遣職員、避難所、関係機関（自衛隊、小郡警察署、三井消防署、三井水道企業団等）
消防団系	28	消防団事務局、三井消防署、市消防団×26

災害対策本部系及び消防団系を合わせて80台の無線機とシステム管理PC3台を整備しており、災害時における市としての当面の無線通信機能は確保できている。

(2) 今後の取組み

ア 電話

(ア) 災害時優先電話回線等

災害時優先回線は、電源途絶に災害対策本部としての唯一の電話回線となることから、その保全には十分に留意し、災害時の緊急通話を確保するため、災害時優先電話の使用制限等の要領を定めておく必要がある。また、あすてらすとの間の通信の確保については、当面は無線通信システムによる通信を

確保するとともに、将来的に電話回線等による通信の確保を検討する。

また、特設公衆電話は、N T T西日本との協定に基づき、電話機をそれぞれの設置場所の防災倉庫等に保管するとともに、避難所開設・運営マニュアルに特設公衆電話の設置要領について記載して、特設公衆電話の開設時には即時に避難所の開設職員による設置が可能な体制を確保する必要がある。

(イ) 衛星通信回線

福岡県、近隣市町村、自衛隊、警察、消防等の主要な災害関係機関は、衛星通信環境を保有しており、携帯電話回線、N T T電話回線等の通信手段を使用できない大規模災害時において、関係自治体・機関、関係企業等との通信を最低限確保するためには、災害対策本部に最低限1回線分の衛星携帯電話回線及び機器を確保する必要がある。

イ 同報系防災行政無線

防災行政無線は、スピーカー子局からの音声による情報伝達手段であるが、建物の密閉性の向上により屋内への情報伝達効果が低下しており、また、スマートフォンの普及率向上により、屋外における情報伝達手段としての必要性が低下している。更に、国の周波数再編に伴い、現行のM C A無線を使用した防災行政無線は令和11年5月で使用できなくなる。このため、屋外拡声器（スピーカー）を使用した防災行政無線の必要性の再検討とその他の同報系の情報伝達手段について検討を進める必要がある。

ウ 移動系無線（無線通信システム）

大規模災害時における無線機を使用した無線通信組織を災害対策本部と消防団においては構成できているが、大規模災害時の固定・携帯電話機による通信が困難な場合に無線通信による通信手段を確保するため、自主防災組織など地域との無線通信組織の拡充についても今後検討を進める必要がある。

5 データのバックアップ

市の情報システムは、市の行政業務の主幹となる内部事務システムと市民サービスや教育管理に使用する基幹系システムがある。

(1) 現状

ア 内部事務システム

市庁舎（本館・東・西・南・北別館）とあすてらす、生涯学習センター等の出先機関はネットワークで繋がっている。そのネットワークに接続した端末で作成したデータは、ファイルサーバーでの保存を原則としており、市庁舎内で運用するサーバーにおいて管理・バックアップの保存を行っている。

イ 基幹系システム

基幹系システムは、データセンターで運用するサーバーにて管理・バックアップの保存を行っている。その他個別システムについては、所管課ごとにシステムのデータ管理・バックアップの保存を行っている。

(2) 課題と今後の取組み

ア 非常時優先業務に必要な資料等のデータ化の推進

大規模災害時における庁舎等の損壊や火災により、紙媒体のみの資料は喪失・焼失する可能性があり、非常時優先業務の遂行に必要な資料は、早期にデータ化してファイルサーバー等において管理できる体制を確立する必要がある。

イ ファイルサーバーへのバックアップ体制の確立

各職員の個別のパソコンのデータは、ファイルサーバーでの保存を原則としているが、パソコン自体への保存も見受けられる。パソコンの損壊・故障・停電時におけるバッテリーの損耗等により、非常時優先業務に必要なデータを使用できない可能性があり、ファイルサーバーでのデータ管理を徹底する必要がある。

ウ バックアップ体制の重複化

基幹系システムのバックアップは、データセンターを利用しているため、バックアップを喪失する可能性は低いですが、万が一喪失することも想定し、複数箇所でのバックアップの保存の必要性も検討する必要がある。一方、内部事務システムのバックアップは、これまで利用していたデータセンターの老朽化に伴い、令和6年2月より市庁舎内で管理しているため、データセンターへの移設を検討する必要がある。

6 その他

(1) トイレ

大規模災害による断水、停電により、庁舎のトイレが使用できないことが予測される。現状としては、職員のための携帯トイレ等の備蓄は市役所防災倉庫に210回分を備蓄（市全体で約19,000回分を備蓄）しているが、停電、断水等の長期化を考慮した備蓄の拡充を早急に推進する必要がある。

(2) 消耗品

非常時優先業務を継続する上で必要となるコピー用紙、プリンターのトナー・インク等の消耗品については、現状として、備蓄の意識・計画は各部課、各出先機関ともないが、恒常的におおむね1週間分程度の備蓄はあるものと思われる。しかしながら、大規模災害時においては、輸送網の大半は被災者救援等のための食料、水、燃料、生活必需品等に占められ、1週間後に消耗品の調達が可能とは思われない。このため、通常業務を行うに当たっては、意図的に1月分以上の消耗品を備蓄する意識をもって業務する必要がある。

(3) エレベータ

発災後、しばらくの間、停電が発生せずエレベータが稼動する場合があるが、いつ停電となりエレベータが停止して閉じ込められるかわからないため、大規模災害発生後は、しばらくエレベータの使用を禁ずる必要がある。

また、発災直後に停電等によりエレベータが停止した場合には、必ず閉じ込めの有無を確認し、閉じ込めが発生している場合には速やかにエレベータ管理会社等に連絡して救出の処置をとらなければならない。

(4) 輸送

市の大規模災害時の輸送力は、現状としては公用車のみであり、当面は公用車のうちから災害対応優先車両を指定して輸送力を確保している。大規模災害時の輸送力は、人員輸送（避難者、負傷者、職員等）、物資輸送、遺体搬送など大量の輸送力が必要となるため、市の公用車だけの輸送力では全く足らなくなることが予測される。また、大量の支援物資の集配拠点における集積、仕分け、管理についても職員では手に負えなくなり、必要な物資が必要な所に届かない状況が予測される。

このため、輸送業者、タクシー業者等との災害時の輸送力及び物資集積所の管理機能の提供に関する既存の協定を有効に活用するとともに、更なる協定の締結を推進する必要がある。また、国・県・隣接市町への応援要請及び自衛隊の災害派遣要請にあたっては、輸送力及び物資集積所の管理支援を含めて要請する必要がある。

(5) 休養場所

市内には、一定程度以上の宿泊能力を持つ一般的なホテル、旅館等の宿泊施設がない。したがって、長期にわたる災害対応業務にあたる職員の休養については、庁舎等の公共施設内に休養場所を確保する必要がある。庁舎においては、本館3階記者室、本館北側厚生会和室、東別館1階和室、西別館1階和室、南別館1階和室、人権教育啓発センター2階談話室を使用して、職員の休養場所を確保する。

第6章. 計画の推進・改善

1 計画の実効性向上

(1) 非常時優先業務の実施手順（マニュアル）の整備

大規模災害発生時に非常時優先業務を迅速に実施するためには、実施手順の整備が必要であり、各部課においてそれぞれの非常時優先業務実施に必要なマニュアルを整備する。この実施手順のマニュアルは、地震災害時のみならず他の災害時における通常業務困難時にも参考となる。

【マニュアル作成の考え方】

- ① 非常時優先業務について各部課等ごとにマニュアルを作成する。
- ② マニュアルの作成、修正に当たっては、図上研究、研修、訓練等により実効性を確認しつつ行う。
- ③ 災害時においても担当職員が通常業務と同様の手順で実施可能な業務は、マニュアルの作成を要しない。

(2) 研修・訓練の実施

本計画の実効性を向上させるためには、本計画の周知を図るとともに、非常時優先業務の実施手順を職員が習得・実践するための研修・訓練が必要である。

2 計画の推進・改善

(1) 業務継続マネジメント（BCM）の実施

本計画をより実行的なものとするため、訓練等を通じて継続的に計画の実効性を点検・是正し、より実効性の高い計画へと向上を図っていくことが必要である。今後は、様々な取組みを通じて計画を見直していくことで業務継続力を継続的に向上させるため、P D C Aサイクルによる業務継続マネジメント

(BCM : Business Continuity Management) を実施する。



図：P D C Aサイクルによる継続的改善イメージ

(2) 教育・訓練

災害時に計画が有効に機能するためには、平時から職員一人一人が業務継続の必要性や自らが果たすべき役割を認識しておく必要がある。そのため、本計画の前提となる限られた資源を有効利用し、優先的に着手する業務や休止する業務の判断と実施手順等を検証するため、必要に応じて教育や訓練を実施する。

(3) 点検・是正

社会的な外部環境の変化や人事異動や機構改革に伴う組織の変化などにより、業務や必要な資源は絶えず変化している。今後、P D C Aの手法を用いて継続的に計画の点検・是正を行い、変化に対応できるB C Mに取り組むこととする。

特に次の場合においては、積極的に点検・是正を実施する。

ア 被害想定の変更時

イ 地域防災計画の更新内容が業務継続計画に影響を及ぼすとき

ウ 事務事業の見直しなど大幅な組織改編が業務継続計画に影響を及ぼすとき

エ 小規模災害の対応の中でボトルネック（非効率の要因）が明らかとなったとき

オ 機器、システム等の改修・更新等により、業務遂行環境に大きな変化があったとき